

運営規程
《個別リハビリ専門デイ リハの実》 指定地域密着型通所介護事業所 及び 介護予防型通所サービス事業所運営規程 (趣旨) 第1条 この運営規程において株式会社R E E H Aが実施する指定地域密着型通所介護事業及び介護予防型通所サービス（以下、指定通所介護という）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるもの。 (事業の目的) 第2条 指定通所介護の事業は、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 (運営の方針) 第3条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。 (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(7) 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、自治会等地域住民との綿密な連携に努める。

(8) 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第4条 利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 個別リハビリ専門デイ リハの実
- 2 所在地 福岡市南区清水二丁目 21 番 20 号ジェネラス大橋東 102
- 3 事業所区分 地域密着型通所介護、介護予防型通所サービス

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- 2 生活相談員 1名以上(非常勤を含む)

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。

- 3 看護職員 1名以上(非常勤を含む)

- 4 介護職員 2人以上(非常勤を含む、利用人数に応じて変更有)

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる

- 5 機能訓練指導員 2名以上(非常勤を含む、その他の要件有)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、夏季(8月13日から8月15日)、年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

2 営業時間

平日(祝日含む) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

3 サービス提供時間(前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)

平日(祝日含む) 午前 9 時 20 分から午後 0 時 30 分

午後 1 時 30 分から午後 4 時 40 分

(指定通所介護の利用定員)

第 8 条 本事業所の利用定員は、1 単位 18 名で 2 単位合計 36 名とする。また、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行わないもの。

(通所介護計画など各種計画書)

第 9 条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した通所介護計画を個別に作成する。

2 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。

5 通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行う。

6 リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。)のリハビリテーション専門職が当事業所を訪問し、当職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。

7 上記外部リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う。

8 看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔機能に関する解決すべき課題の把握を行い、その他の職員と共同して口腔機能向上サービス管理指導計画を作成する。

9 個別機能同様、進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う。

10 個別機能、口腔機能ともに計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

11 令和 3 年 4 月より、上記計画を含む LIFE の収集項目の各領域について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的に厚生労働省の LIFE に提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位での PDCA サイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する。

12 上記 LIFE の収集項目のうち、ADL に関しては、評価対象者全員(評価対象利用期間が 6 月を超える者)について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目(6 月目にサービス

の利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、一定の研修を受けた者が、Barthel Index にて ADL 値を測定する

（指定通所介護の内容）

第 10 条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画の作成
- 2 生活指導
- 3 機能訓練
- 4 口腔機能訓練
- 5 介護サービス
- 6 健康状態の確認
- 7 送迎
- 8 介護に関する相談援助

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

- (1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
- (2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- (3) 前項第 1 号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

（指定通所介護の利用料及びその他の費用の額）

第 11 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の記載割合から算出された額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

- (1) おむつ代、福祉用具代、その他の日常生活費、各種イベント代
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業所が利用者から第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、福岡市南区、博多区、中央区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
 - ① 飲酒は禁止する
 - ② 喫煙は禁止する
 - ③ 他の利用者への各種販売・勧誘は禁止する

(衛生管理対策)

第 14 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

- 2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。
- 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。
- 4 新型コロナウイルス感染対策として、上記項目に加え、新たに当事業所が定める感染対策に従業員に周知徹底するのはもちろんのこと、利用者またはその家族にも利用前検温やマスク着用等、各種感染対策を協力要請する

(非常災害対策)

第 15 条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火責任者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に 2 回以上行うこととする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第 16 条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに救急車の要請や定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者、各相談窓口等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原

因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 17 条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 18 条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 19 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 20 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 21 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止に関する事項)

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会を設置し、責任者を選定する
- (2) 委員会を年 2 回開催し、従業者に対する研修を年 1 回以上実施する
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、これを当該利用者に係る居宅介護支援事業者、または市町村等の各相談窓口等に報告を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第 9 条の通所介護計画、及び第 10 条サービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。

4 第 9 条の通所介護計画、第 10 条のサービス提供記録、第 16 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 18 条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 介護報酬改定等でサービス内容や報酬に変更が生じた場合は、本人及びその家族に対して変更となった部分に関してのみ、説明と同意を得ることとする。よって、再度本契約自体を取り直すことは、一度利用中止となり改めて利用となった場合のみとする。

7 第 5 条の事業所区分が地域密着型サービスに移行することに伴い、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。また、会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

8 令和 6 年 4 月 1 日より、高齢者虐待防止措置実施と業務継続計画（いわゆる BCP）策定が義務化されることに伴い、それを実施しない場合は減算されることとなったが、当事業所は実施する事業所であり基準型として届出を行っている。今後法令に則り、委員会や研修等を継続していく。

9 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 R E E H A で定める。

(附 則)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 2 月 1 日別表のみ変更)

(令和 6 年 4 月 1 日変更)

(平成 27 年 4 月 1 日変更)

(令和 7 年 7 月 11 日変更)

(平成 28 年 4 月 1 日変更)

(平成 28 年 12 月 1 日変更)

(平成 29 年 4 月 1 日変更)

(平成 30 年 4 月 1 日変更)

(令和 1 年 9 月 3 日変更)

(令和 3 年 4 月 1 日変更)

(令和 4 年 4 月 1 日変更)

